

## 前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、別府市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定めた計画であり、土地利用の長期構想として土地利用行政の指針となるものである。

また、本計画は、大分県国土利用計画を基本とし、別府市基本構想の基本理念に即したものである。

なお、本計画は、大分県国土利用計画や別府市基本構想が改定された場合のほか、経済・社会の著しい変化などにより必要に応じ見直しを行うものとする。